

ご遺族のための

# おくやみハンドブック

～ 今後のお手続きのご案内 ～

---

秦 野 市

ご利用の際は事前にご予約ください

**TEL 0463-82-9619**

**受付時間 平日 8:30～12:00、  
13:00～16:00**

- ご利用になる3日前までにご予約をお願いします。
- おくやみコーナーを利用せず、直接担当課でお手続きすることも可能です。





ご遺族の方へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔み申し上げます。

ご遺族におかれましては葬儀等に関する不安もあるなか、  
今後、相続をはじめ保険や年金などさまざま手続きが  
必要になることと存じます。

秦野市では、主に市へ申請、届出いただくものを少しでも  
分かりやすく容易に済ませていただけるよう、「おくやみ  
ハンドブック」を作成いたしました。

また、「おくやみコーナー」では、各種手続きのお手伝い  
やご案内をしておりますので、どうぞご利用ください。

故人のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

秦野市長 高橋昌和

# 目 次

1	死亡に関する手続きのよくあるご質問	1
2	手続き関係チェックシート	4
3	市役所での主なお手続き	
(1)	戸籍・住民票	7
(2)	健康保険・年金	11
(3)	高齢者・介護	15
(4)	障害福祉	18
(5)	税金	19
(6)	子育て	22
(7)	住宅・都市計画・区画整理	24
(8)	井戸・森林・農地・犬	27
(9)	し尿・ごみ・上下水道	28
(10)	図書館・広報はだの	30
4	市役所以外での主なお手続き	31
5	秦野市役所窓口配置図（一部）	33
6	委任状	35

## 1 死亡に関する手続きのよくあるご質問

Q1 死亡届を提出したのですが、他に市役所でする手続きはどんなものがありますか？

A1 亡くなられた方、同世帯の方、相続される方について、死亡届のほか主に次のような手続きがあります。

### 《戸籍・住民票》

死亡届を提出されると、受付した市役所から亡くなられた方の本籍地、住所地に通知され、戸籍や住民票に死亡の記載がされます。記載には日にちがかかりますので、取得しようとするときは本籍地や住所地の市区町村にお問い合わせください。

→ 詳しくは P9

### 《国民健康保険・後期高齢者医療保険》

国民健康保険、後期高齢者医療保険の資格確認書をお持ちだった方は、葬祭費の請求等の手続きがあります。また、亡くなられた方の社会保険の扶養になっていたご遺族が、国民健康保険に切り替える必要のある場合は、加入手続きが必要です。

→ 詳しくは P11

### 《年金》

年金を受給または加入されていた方は、年金の種類によって手続きの場所・方法が異なります。詳しくは国保年金課または年金事務所にご相談ください。

→ 詳しくは P13

### 《介護保険》

65歳以上の方（または、40歳から64歳の方で要支援・要介護認定を受けていた方）は、介護保険被保険者証の返納や保険料関係の手続きが必要です。

→ 詳しくは P15

### 《税金》

課税の状況により手続きが必要な場合があります。

→ 詳しくは P19

Q2 亡くなった人の被保険者証などが見つかりません。どうしたらいいですか？

A2 証書類に不足があった場合は、状況に合わせてご案内いたします。  
詳しくは各担当課までお問い合わせください。



**Q5 大切な家族が亡くなり、心が落ち込んでしまいます。手続き以外で相談、話ができる場所はありますか？**

A5 大切な人を亡くすということは、とてもつらく悲しいことです。残されたご遺族の方には、こころやからだなどにさまざまな変化が出ることもあります。その悲しみや苦しみを消すことはできませんが、つらいことや困っていることの相談や、今の「思い」を話すことができる場所をご案内します。

<b>【からだやこころの健康に関する相談】</b>	
秦野市役所健康づくり課	☎ 0463-82-9603 月曜～金曜日 8時30分～17時
<b>【こころの健康に関する相談】</b>	
平塚保健福祉事務所秦野センター	☎ 0463-82-1428 月曜～金曜日 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始は除く)
こころの電話相談 (神奈川県精神保健福祉センター)	☎ 0120-821-606 (フリーダイヤル・相談専用) 毎日24時間(年末年始・土日祝日含む) ※年度初めの4月1日午前0時から4月1日午前9時までは休止します。
<b>【大切な人を自死で亡くされた方】</b>	
神奈川県精神保健福祉センター相談課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自死遺族の集い(わかちあいの会) 身近な・大切な方を自死で亡くされた方が集い、気持ちを語り、聴き合う場です。開催日時・場所についてはお問い合わせください。</li> <li>☎ 045-821-8822</li> <li>・自死遺族電話相談(相談専用)</li> <li>☎ 045-821-6937 毎週水・木曜日 13時30分～16時30分 (年末年始、祝日を除く)</li> <li>・自死遺族面接相談(要予約)</li> <li>☎ 045-821-8822 受付時間 平日 8時30分～17時15分</li> </ul>

## 2. 手続き関係チェックシート（主なもの）

項目	亡くなられた方について	該当	主な手続き等	P	窓口
住民票	世帯主であった		*職権で変更しています。 他の方に変更を希望される方のみお届けください。	7	戸籍 住民課
	印鑑登録証を持っていた		印鑑登録証の返納	7	
	マイナンバーカード（通知カード） 住民基本台帳カードを持っていた		*返納の義務はありません。 返納をご希望の場合のみ戸籍 住民課でお手続きください。	8	
健康 保険	国民健康保険に加入していた		資格確認書の返納・葬祭費の ご請求等	11	国保 年金課
	亡くなられた方は世帯主であり、 同世帯の方が国民健康保険に加入 していた		資格確認書の差し替え *資格情報のお知らせについて は返納の義務はありません。	11	
	後期高齢者医療制度に加入してい た		資格確認書の返納・葬祭費の ご請求等	12	
	資格確認書が秦野市以外で発行さ れていた		*発行元の市区町村へお問い合わせ ください。		
	社会保険、共済組合等に加入して いた		*会社や共済組合等へお問い合わせ ください。 <u>被扶養者が国民健康保険に加入す るときは、お手続きが必要です。</u>		
	生活保護を受給していた		*生活援護課までご連絡ください。		生活 援護課
年金	国民年金に加入または受給してい た		遺族年金、未支給年金等の請 求	13	国保 年金課
	厚生年金、共済組合に加入または 受給していた		*会社や共済組合等へお問い合わせ ください。 <u>被扶養者が国民年金に加入すると きは、お手続きが必要になります。</u> 遺族厚生年金の請求等については、 日本年金機構でお手続きが必要 です。		

項目	亡くなられた方について	該当	主な手続き等	P	窓口
高齢者 ・介護	65歳以上であった		介護保険被保険者証の返却、 保険料の精算等	15	高齢 介護課
	40～64歳で要介護・要支援認定 を受けていた		介護保険被保険者証の返却等	15	
	保険証は秦野市以外で発行されて いた		*発行元の市区町村へお問い合わせ ください。		
	高齢者サービスを利用していた (紙おむつの給付、緊急通報装置、 給食サービスなど)		サービスの中止、装置の返却 等	16	
障害	各種障害の手帳を持っていた		手帳の返還等	18	障害 福祉課
	各種障害の手当を受けていた		資格喪失の届出等	18	
	各種障害のサービスを受けていた		受給者証の返却等	18	
税	市県民税が課税されていた		相続人代表者指定届等	19	市民 税課
	市税を口座振替で納税していた		口座の変更等	19	
	125cc以下のバイク、または、 トラクターなどの小型特殊自動車 を持っていた		名義変更または廃車手続き	20	
	固定資産を持っていた		相続人代表者指定届等	20	資産 税課
	未登記家屋を持っていた		家屋の名義変更等	21	
子育て	児童手当の受給者または対象児童 であった		受給者変更、額改定届出等	22	こども 政策課
	こども医療費助成を受けていた		申請者の変更、資格喪失手続き 等	22	
	児童扶養手当の受給者または対象 児童であった		資格喪失手続き、額改定届出等	23	
	ひとり親家庭医療費助成を受けて いた		資格喪失手続き等	23	
	(両親のいずれかが亡くなられた 場合で、子どもの養育についての 相談を希望)		*ひとり親家庭等の支援制度 については、こども政策課 までご連絡ください。	23	
	(就学援助等の相談を希望)		就学援助の申請等		学校教育課 ☎84-2785

項目	亡くなられた方について	該当	主な手続き等	P	窓口
子育て	保育園・こども園・私立幼稚園に通う子どもがいる		保護者変更、退園手続き等	各園、 保育園こども園課 ☎82-9606	
	公立幼稚園に通う子どもがいる			各園、 教育総務課 ☎84-2783	
	小中学校に通う子どもがいる		保護者変更手続き等	各校、 学校教育課 ☎84-2785	
	児童ホームに通う子どもと同居していた、または緊急連絡先になっていた		利用料の減免申請、記載事項の訂正 *手続き内容は、ご家庭の状況により異なります。詳しくはこども育成課までご連絡ください。	こども育成課 ☎86-6310	
住宅	市営住宅の入居名義人(入居者)であった		異動届、退去手続き等	24	交通 住宅課
	市営住宅の入居名義人以外の方(同居者)であった		異動届、収入の再認定手続き等	25	
	持ち家に一人暮らしをしていた(空家になる)		空家バンクの登録(必要に応じて)	25	
	長期優良住宅を所有していた		名義変更等	25	建築 指導課
都市計画	市街化調整区域に土地を所有していた		市街化調整区域の証明(必要に応じて)	26	まちづくり 計画課
	生産緑地を所有していた		納税猶予の特例適用の農地等該当証明(必要に応じて)	26	
井戸	井戸を所有していた		名義変更、井戸の登録、廃止	27	環境 共生課
森林	森林を所有していた		名義変更等	27	森林 ふれあい課
農地	農地を所有していた		名義変更等	27	農業 委員会
犬	犬の飼い主登録をしていた		飼い主の変更登録	28	生活 環境課
し尿	し尿汲み取り式トイレの使用名義人であった		利用人数の変更等	28	
上下水道	上下水道の契約者であった		契約者の変更等	30	上下 水道局

※ 各種被保険者証や年金、手当等該当するものがわからないときは、お手元にある官公庁発行の証書、通知等をご確認ください。

### 3 市役所での主な手続き

#### 【はじめに】

- 「対象者」欄が■印の対象者は、郵送による手続きが可能です。
- 本人確認書類は、特に注意書きの無い場合、次のものをお持ちください。
  - ・顔写真付きのもの 1点（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
  - ・顔写真がないもの 2点以上（資格確認書、年金手帳、預金通帳等）
- 亡くなられた方の状況により、このハンドブックに記載の無い手続きや提出物、委任状などが必要になることがあります。  
委任状の様式は35ページにありますので、切り取るかコピーしてご利用ください。
- 手続き書類には、インクの消せるペンは使用できません。

#### (1) 戸籍・住民票

##### ○世帯主変更、印鑑登録

本庁舎1階 戸籍住民課総合窓口担当 ☎82-5127

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
<input type="checkbox"/> 世帯主が亡く なられた世帯	世帯主変更届	14日以内/ 同一世帯の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口に来る方の本人確認書類</li> <li>・同一世帯以外の代理人がお越し のときは委任状</li> </ul>
秦野市では、死亡届出時に同世帯の方に職権で変更しています（個別に お知らせします）。他の方への変更が必要な場合のみ届出をしてください。			
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証を お持ちの方	印鑑登録証の 返納※	速やかに/ 同一世帯の方、 または関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録証</li> </ul>

※ 亡くなられた方の住民票の抹消及び印鑑登録の廃止は、死亡届出時に市が行います。

## ○マイナンバーカード・住民基本台帳カード

本庁舎1階 戸籍住民課マイナンバーカード交付担当 ☎86-6473

### Q マイナンバーカードや個人番号通知カードはどうしたらいいですか？

A 年金や金融機関等で相続などの手続きにマイナンバー（個人番号）が必要な場合があります。すべての手続きが終わるまでご遺族で保管してください。また、亡くなられた方のマイナンバーカードや個人番号通知カードは、返納義務がありません。破棄するか、返納を希望される場合は戸籍住民課窓口でお手続きください。

### Q 住民基本台帳カードはどうしたらいいですか？

A 返納を希望される場合は戸籍住民課窓口でお手続きください。

## ○戸籍謄本や亡くなられた方の住民票（除票）の取得

本庁舎1階 戸籍住民課総合窓口担当 ☎82-5127

### Q 秦野市以外の市区町村へ死亡届を出しました。手続きはすぐにできますか？

A 死亡届を出した市区町村から、秦野市に死亡の通知が送付された後に住民登録の変更を行うため、日数がかかります。ご来庁前にお問い合わせください。

### Q 死亡の記載がある戸籍が必要と言われました。いつ頃取得できますか？

A 届出後、戸籍審査などに日数がかかります。ご来庁前にお問い合わせください。本籍地が秦野市以外の場合は本籍地の市区町村へご確認ください。

令和6年3月から欲しい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、最寄りの市区町村窓口でまとめて請求できるようになりました。（広域交付の戸籍証明書）

ただし、請求できる方や、発行可能な戸籍証明書に制限があるので、詳しくは戸籍住民課にお問い合わせください。

× モ

## 各種証明書を取得されるとき

住民票の写し・除かれた住民票の写し（除票）	
必要なもの・手数料	留意事項
<input type="checkbox"/> 窓口に来る方の本人確認書類  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           住民票の写し            （除票を含む）            1通 300円         </div>	<p>○相続に関する手続きで、亡くなられた方の死亡年月日が載った住民票の写し（除票）や相続人の方の住民票が必要になることがあります。</p> <p>○請求できる方は、<u>同世帯であった方</u>です。亡くなられた方の住民票（除票）を、別世帯の相続人の方が請求するときは、相続人であることがわかる戸籍謄本等をお持ちください。            （秦野市の戸籍で親族関係が確認できる方を除く）</p> <p>※ その他の方が請求される場合は、請求できる方からの委任状が必要です。（委任状の様式は →P35）</p> <p>○住民票に載せる情報を必要に応じて選ぶことができます。            世帯主・続柄、本籍地・筆頭者、マイナンバーの記載が必要かどうかを事前に提出先へご確認のうえご請求ください。</p> <p>※ マイナンバーの記載のある住民票（除票）を取得できるのは、亡くなられた方と同世帯であった方のみとなります。</p>
戸籍謄本・抄本（全部・一部事項証明書）・戸籍の附票	
必要なもの・手数料	留意事項
<input type="checkbox"/> 窓口に来る方の本人確認書類  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           戸籍謄本・抄本            （全部・一部事項証明書）            1通 450円         </div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           除籍謄本・抄本            改製原戸籍謄本・抄本            1通 750円         </div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           戸籍の附票            1通 300円         </div>	<p>○<u>秦野市に本籍がある方</u>の戸籍謄本・抄本・戸籍の附票の請求</p> <p>【請求できる方】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 配偶者、同じ戸籍に名前のある方（除籍された者を含む）</li> <li>② 直系親族（父母、子等）</li> <li>③ その他の方が請求する場合は、請求できる方からの委任状が必要です。（委任状の様式は →P35）</li> <li>④ 第三者が請求する場合は請求権を確認できる資料をお持ちください。正当な理由があると認められない場合、戸籍謄本等を発行することはできません。</li> </ol>

必要なもの・手数料	留意事項				
<p data-bbox="204 244 488 327">□ 窓口に来る方の本人確認書類</p> <table border="1" data-bbox="209 394 483 701"> <tr> <td data-bbox="244 421 440 483">戸籍謄本 (全部事項証明書)</td> <td data-bbox="252 499 448 533">1通 450円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 566 448 629">除籍謄本 改製原戸籍謄本</td> <td data-bbox="252 656 448 689">1通 750円</td> </tr> </table>	戸籍謄本 (全部事項証明書)	1通 450円	除籍謄本 改製原戸籍謄本	1通 750円	<p data-bbox="520 244 1166 327">○他の市区町村に本籍がある方の<u>戸籍謄本</u>の請求 (広域交付の戸籍証明書等)</p> <p data-bbox="563 387 767 421">【請求できる方】</p> <p data-bbox="563 439 1382 472">① 配偶者、同じ戸籍に名前のある方(除籍された者を含む)</p> <p data-bbox="563 488 938 521">② 直系親族(父母、子等)</p> <p data-bbox="608 533 1385 611">※兄弟姉妹やその他の方、第三者の方は、請求できません。 本籍地へお問い合わせください。</p> <p data-bbox="603 629 1374 757">※<u>広域交付の戸籍証明書を請求される場合は、顔写真付きの本人確認書類が必要です。</u>お持ちでない場合は請求できませんのでご注意ください。</p> <p data-bbox="608 775 1374 853">※戸籍抄本・戸籍の附票は本籍地以外の市区町村では請求できません。</p>
戸籍謄本 (全部事項証明書)	1通 450円				
除籍謄本 改製原戸籍謄本	1通 750円				

戸籍は1通で生涯の全てを表しているものではなく、昔の戸籍は戸主(現在の筆頭者)が変わるたび、また、法改正のたびに新しい戸籍が編製されています。婚姻、離婚、転籍などの届出により戸籍が新しく編製・異動することもあり、その方によって複数の戸籍謄本(除籍謄本)で表される場合があります。

必要とする方の、生涯のどの部分が必要か、事前に提出先にご確認ください。

(例) ・亡くなられた方の出生から死亡までの一連の戸籍  
・亡くなられた方の婚姻から死亡までの一連の戸籍  
・亡くなられた方と相続人の関係がわかる戸籍

～ 相続の手続きには「法定相続情報証明制度」がございます ～

金融機関や保険、相続税の申告など、各窓口で必要な戸籍謄本等一式の提出が省略可能となります(一部機関を除く。)

詳しくは、法務局ホームページまたは最寄りの法務局へお問い合わせください。

横浜地方法務局西湘二宮支局 ☎0463-70-1102

## (2) 健康保険・年金

### ○国民健康保険

本庁舎2階 国保年金課国民健康保険担当 ☎82-9613

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
□ 国民健康保険に加入されている方	資格確認書の返納 (限度額認定証、 限度額適用・標準 負担額減額認定証 は、該当の方のみ)	速やかに/ 同一世帯の 方、親族の方 または関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方の資格確認書</li> <li>・亡くなられた方の限度額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証</li> </ul>
□ 国民健康保険に加入されている方の葬儀等を行った方	葬祭費支給申請 ※支給申請書のほかに「申立書」の記入が必要な場合があります	葬儀等を行った日の翌日から2年以内/ 喪主または喪主から委任されている方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方の資格確認書</li> <li>・会葬礼状や葬祭費の領収書等、喪主の氏名（フルネーム）がわかるもの</li> <li>・振込先の預金通帳等口座がわかるもの</li> <li>・窓口に来る方の本人確認書類</li> </ul>
□ 世帯主が亡くなられた場合に、同世帯で国民健康保険に加入されている方	資格確認書の差し替え	速やかに/ 同一世帯の方 または親族の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同世帯で国民健康保険に加入されている全員の資格確認書</li> </ul>

※ 亡くなられた方の資格情報のお知らせについては、返納の義務はありません。

※ 亡くなられた方が社会保険等の加入中、または退職後3か月以内に亡くなられた場合は、勤務先の健康保険組合等にお問い合わせください。

○後期高齢者医療保険

本庁舎2階 国保年金課後期高齢者医療担当 ☎82-5491

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
□ 後期高齢者医療保険に加入されている方	葬祭費支給申請 ※支給申請書のほかに「申立書」の記入が必要な場合があります	葬儀等を行った日の翌日から2年以内／喪主	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方の資格確認書</li> <li>・会葬礼状や葬祭費の領収書等、喪主と葬祭日が確認できるもの</li> <li>・喪主の印鑑（認印） （「申立書」に記入する場合、喪主以外の口座に振込する場合）</li> <li>・振込先の預金通帳等口座がわかるもの</li> <li>・窓口に来る方の本人確認書類</li> </ul>
	資格確認書の返納 （限度額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証は該当の方のみ）	14日以内／同一世帯の方、親族の方または関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方の資格確認書等</li> <li>・亡くなられた方の限度額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証</li> </ul>

**Q** ひとり暮らしの家族が亡くなりました。今後、市から来る手紙を遺族の住所に送ってもらうことはできますか？

**A** 後期高齢者医療保険・介護保険・重度障害者医療制度につきましては、「送付先変更届出書」を提出すると郵便物の送付先が変更できます。（3つの制度を同時に届出可）届出の際は、届出人（窓口に来られる方）の本人確認書類の写しの添付が必要です。マイナンバーカード・運転免許証等をお持ちください。  
（生前に送付先を変更されていた方は、そのまま変更先の住所に書類が送られますので、別住所等に変更をしたい場合は再度届出が必要です）  
市県民税と固定資産税についての届出はP19～21をご確認ください。  
その他の手続きの送付先については各担当課にご相談ください。

## ○年金

本庁舎2階 国保年金課国民年金担当 ☎82-9614

- 手続きに必要な書類は、請求する方により、その他の書類が必要になることがありますので、事前に担当までお問い合わせください。  
 なお、お問い合わせの際は、亡くなられた方の年金手帳や年金証書など基礎年金番号のわかるものをご用意ください。
- 亡くなられた方の年金の納付状況によっては請求できない場合があります。

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
□ 国民年金のみ 受給されている方	年金受給者死亡届及び未支給年金申請  遺族基礎年金の請求申請	死亡届は14日以内、その他は速やかに／ 生計が同一であった遺族等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 亡くなられた方の年金証書または年金手帳</li> <li>• 申請者のマイナンバーカード（または、通知カード及び顔写真付きの証明書）</li> <li>• 申請者名義の預金通帳及び印鑑（認印）</li> <li>• 戸籍謄本など申請に必要な書類</li> </ul>
□ 国民年金のみ 加入されている方	寡婦年金、死亡一時金等の請求申請	速やかに／ 生計が同一であった遺族等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 亡くなられた方の年金手帳</li> <li>• 申請者のマイナンバーカード（または、通知カード及び顔写真付きの証明書）</li> <li>• 申請者名義の預金通帳及び印鑑（認印）</li> <li>• 戸籍謄本など申請に必要な書類</li> </ul>
□ 厚生年金や共済年金を受給されている方及び加入されている方 (3号期間がある方を含む)	<p>厚生年金は、日本年金機構（平塚年金事務所）、 共済年金は、加入している共済組合で手続きしてください。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #d9ead3;"> <p><b>ねんきんダイヤル</b> ☎0570-05-1165</p> <p><b>日本年金機構ホームページ</b> <a href="https://www.nenkin.go.jp">https://www.nenkin.go.jp</a></p> </div>		

**Q 国民年金、厚生年金の手続きは年金事務所へ行けばいいですか？**

A 国民年金のみ受給されていた方は、市役所で手続きができます。また、厚生年金がある方は、年金事務所での手続きとなります。

手続きの際は、市役所で取得する証明書（戸籍謄本・住民票の除票等）が必要になります。証明書の取得方法は、P9、10をご覧ください。

**Q 遺族年金の手続きはどうすればいいですか？**

A 遺族年金に該当する場合、手続きには2～3か月かかることがあります。

また、受給されている年金の種類により届出先が異なります。

手続きの際は、市役所で取得する証明書（戸籍謄本・住民票の除票等）が必要になります。詳しくは、国保年金課国民年金担当（☎82-9614）までお問い合わせください。

メモ

### (3) 高齢者・介護

○介護保険

本庁舎1階 高齢介護課介護保険担当 ☎82-9616

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
<p>■ 65歳以上の方または40歳から64歳で介護認定を受けていた方</p>	<p>介護保険被保険者証の返却（介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証は、該当の方のみ）</p>	<p>速やかに／ 同一世帯の方、 親族の方または 関係者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方の介護保険被保険者証（緑）</li> <li>・亡くなられた方の介護保険負担割合証（水色・該当の方）</li> <li>・亡くなられた方の介護保険負担限度額認定証（白・該当の方）</li> </ul>
<p>返却後、亡くなられた方の介護保険被保険者証は再交付できません。 相続等で必要な場合は手続きが済み次第、速やかに返却してください。</p>			
<p>■ 65歳以上で精算の対象となる方</p> <p>※ 対象となる場合は、後日通知を郵送します。</p>	<p>介護保険料の精算（還付金がある場合）</p>	<p>通知が届いたら速やかに ※1 ／相続人代表者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付金振り込み依頼</li> <li>・相続人代表者指定届</li> <li>・相続人全員の住所、氏名</li> <li>・相続人代表者の振込先口座がわかるもの</li> </ul>
	<p>介護保険料の精算（未納分がある場合）</p>	<p>通知が届いたら速やかに ※2 ／相続人代表者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢介護課から通知と一緒に送りした介護保険料の納付書</li> </ul> <p style="text-align: center;">* 指定金融機関等でお納めください。</p>
<p>■ 介護サービスを一定額以上利用した方</p> <p>※ 対象となる場合は、後日通知を郵送します。</p>	<p>高額介護サービス費の支給申請</p>	<p>通知が届いたら速やかに ※3 ／相続人代表者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢介護課から通知と一緒に送りした書類（高額介護サービス費等支給申請書兼請求書及び、相続人代表者指定届または介護保険給付費振込先口座変更申請書）</li> <li>・相続人代表者の振込先の口座がわかるもの</li> <li>・相続人全員の住所、氏名</li> </ul>

※1 還付を受ける権利の消滅時効は、還付金が受け取り可能になってから2年以内です。

※2 徴収金を徴収する権利の消滅時効は、督促状に記載されている督促納期限の翌日から2年以内です。

※3 支給を受ける権利の消滅時効は、介護サービス利用月の翌月の初日から2年以内です。

**Q 亡くなった場合、介護保険料はどうなりますか？**

A 資格喪失日（死亡日の翌日）の前月までを月割りで算定します。納め過ぎの場合は、後日還付されます。また、不足があった場合は、相続人に納付していただくことになります。特別徴収（年金からの天引き）で保険料を納付されていた場合は、年金保険者（日本年金機構、共済組合等）に対し、速やかに死亡の届出をしてください。

**Q 要支援認定・要介護認定を受けていましたが、どうすればいいですか？**

A 担当ケアマネジャーまたは高齢介護課介護保険担当までご連絡ください。

**Q 毎月、高額介護（予防）サービス費の支給を受けていました。亡くなった場合はどうなるのですか？**

A 未支給の高額介護サービス費がある場合は、秦野市から、お振込先口座を変更するための申請書をお送りします。申請書が届きましたら、法定相続人の方が申請手続きを行ってください。

## ○高齢者サービス

本庁舎1階 高齢介護課高齢者福祉担当 ☎86-6583

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
■ 紙おむつの給付を受けている方	紙おむつ給付中止申出書	速やかに／ 親族または関係者	・特にありません

## ○高齢者サービス

本庁舎1階 高齢介護課地域包括ケア担当 ☎82-7394

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
■ 自宅に市の緊急通報装置を設置している方	緊急通報装置の返却（原則、業者が訪問・回収）、返還届出	速やかに／親族または関係者	・特にありません
■ ひとり暮らし高齢者給食サービスを受けている方	給食サービス停止等申出書	速やかに／親族または関係者	・特にありません

メモ

## (4) 障害福祉

○各種手帳・手当・サービス

本庁舎1階 障害福祉課医療給付担当・自立支援担当 ☎82-7616

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
<input type="checkbox"/> 障害者手帳をお持ちの方	障害者手帳の返還・喪失の届出、障害者手帳により受けていた各種サービス・福祉医療証・優遇制度の喪失の届出	速やかに／同一世帯の方または親族の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者手帳</li> <li>・福祉医療証 (お持ちの方のみ)</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 障害者手当を受けている方	資格喪失の届出	速やかに／同一世帯の方または親族の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続する方の通帳</li> </ul>
<input type="checkbox"/> サービス受給者証（障害福祉サービス、地域活動支援、障害児通所）をお持ちの方	受給取消手続き、サービス受給者証の返却等	速やかに／同一世帯の方または親族の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス受給者証</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 自立支援医療（更生、育成）受給者証をお持ちの方	自立支援医療（更生、育成）受給者証の返却、資格喪失の届出	速やかに／同一世帯の方または親族の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療（更生、育成）受給者証</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方	自立支援医療（精神通院）受給者証の返却、資格喪失の届出	速やかに／同一世帯の方または親族の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療（精神通院）受給者証</li> </ul>

## (5) 税金

### ○市県民税の納付・還付

本庁舎2階 市民税課市民税担当 ☎82-5130

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
■ 当該年度に課税されている方	市県民税の納付・還付について (相続人代表者の指定)	速やかに/ 相続人代表者	・相続人全員の氏名、住所

#### Q 亡くなった人にも市県民税は課税されるのですか？

- A 市県民税は1月1日現在、市内にお住まいであった方に課税されます。  
1月2日以降に亡くなられた場合でも前年中に所得があれば課税されます。  
その場合、財産の相続人へ納税義務が引き継がれますので、亡くなられた方に代わり納税通知書などを受け取る人を決める「相続人代表者指定届」の届出が必要です。  
また、亡くなられた年の1月1日から亡くなられた日までの申告が必要な場合は、ご遺族が申告をお願いいたします。

### ○口座振替・原動機付自転車等

本庁舎2階 市民税課税制収納管理担当 ☎82-5129

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
□ 市税の口座振替を利用されている方	市税口座振替登録の変更または解約	速やかに/ 同一世帯の方、 親族の方または 関係者	・新たに市税を引き落としする 口座の預貯金通帳及び届出印 ・納税通知書

※口座振替の登録・変更・抹消手続きが24時間Web上でできます。詳細等は秦野市ホームページをご覧ください。

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
<input type="checkbox"/> 原付、小型特殊自動車等をお持ちの方	名義変更	速やかに／ 新たに所有者 となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナンバープレート</li> <li>・譲渡証明書または譲渡したことが分かる書類</li> <li>・標識交付証明書</li> <li>・届出者の本人確認書類</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 原付、小型特殊自動車等をお持ちの方	廃車手続き	速やかに／ 同一世帯の方、 または親族の方 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナンバープレート</li> <li>・標識交付証明書</li> </ul> ※郵送での手続きの場合は、返信用封筒（A4サイズの書類が入るサイズの封筒に返信先の住所、氏名を記入し、必要分の返信用切手を貼ったもの）
<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>* 廃車手続き完了後、「廃車申告受付書」を発行します。 再発行できない書類ですので大切に保管してください。</p> </div>			
<input type="checkbox"/> 三輪・四輪の軽自動車等をお持ちの方、排気量125ccを超える二輪バイク等をお持ちの方は、別に手続きが必要です。（→P31） ※ 軽自動車税（種別割）は4月1日が賦課期日となりますので、早めの手続きをお願いします。			

## ○固定資産税

本庁舎2階 資産税課土地担当 ☎82-7390

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
<input checked="" type="checkbox"/> 固定資産をお持ちの方	相続人代表者の指定・現所有者の申告	速やかに／ 相続人代表者 又は相続人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人全員の氏名、住所、生年月日、電話番号</li> <li>・同一世帯以外の相続人が相続人代表者となる場合、相続関係が確認できる戸籍謄本等(写し可)</li> </ul>

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
■ 共有名義の固定資産をお持ちの方で共有資産代表者をされていた方	共有資産代表者の変更	速やかに／新たに代表者となる方	
■ 納税している方（納税管理人）	納税管理人の変更	速やかに／新たに納税管理人となる方	
■ 納税している方（相続人代表）	相続人代表者の変更	速やかに／新たに代表者となる方	

#### ○未登記家屋

本庁舎2階 資産税課家屋償却資産担当 ☎82-7391

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
□ 市内に未登記家屋をお持ちの方	登記をされていない家屋（未登記家屋）の名義変更	速やかに／新たに所有者となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに所有者となる方の印鑑（実印）</li> <li>・遺産分割協議書（遺産分割協議によらない場合は、法務局において相続による所有権移転登記を行う際に必要とされる書類に準じます。内容確認後、原本は返却いたします）</li> </ul>

#### Q 納税義務者が亡くなったときの固定資産税はどうなるのですか？

A 土地や家屋（未登記家屋を除く）の所有者が亡くなったときは、法務局での相続登記申請が必要です。この相続登記を亡くなった年内に済ませると、翌年から新しい所有者に課税されることとなります。

また、亡くなられた方に代わり納税通知書などを受け取る方を決める「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」の届出が必要です（この届出は相続する資産の所有権を決定するものではありません）。なお、固定資産税の引落とし口座について変更する場合は、この届出とは別に手続きが必要です。

## (6) 子育て

○児童手当・こども医療費等

本庁舎1階 こども政策課手当・助成担当 ☎82-9607

対象者		手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
□ 児童手当を受給されている方	受給されている保護者が亡くなられた場合	資格喪失手続き	15日以内／ 同一世帯の方、 または親族の方	・窓口に来る方の本人 確認書類
		未支払い請求 手続き（対象 者のみ）		・窓口に来る方の本人 確認書類 ・受給対象児童の中で 最年長の子名義の口座 座がわかるもの（預 金通帳等）
		次に手当を受 ける方（原則 父母）の認定 請求		・窓口に来る方の本人 確認書類 ・申請者名義の口座が わかるもの ※その他場合によって 別途書類が必要になる 場合があります。
	対象となる児童が亡くなられた場合	資格喪失手続きまたは額改定手続き	15日以内／ 同一世帯の方、 または親族の方	・窓口に来る方の本人 確認書類
□ こども医療費助成を受けられている方	申請者が亡くなられた場合	申請者の変更 手続き	速やかに／ 同一世帯の方、 または親族の方	・こども医療証 ・窓口に来る方の本人 確認書類
	対象となる児童が亡くなられた場合	資格喪失手続き		

対象者		手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
□ 児童扶養手当を受けられている方	受給されている保護者が亡くなられた場合	資格喪失手続き	14日以内/ 同一世帯の方、 または親族の方	・窓口に来る方の本人 確認書類
		未支払請求手続き		・窓口に来る方の本人 確認書類 ・受給対象児童の中で 最年長児名義の口座 がわかるもの（預金 通帳等）
	対象となる児童が亡くなられた場合	資格喪失手続きまたは額改定手続き	14日以内/ 同一世帯の方、 または親族の方	・窓口に来る方の本人 確認書類
□ ひとり親医療費助成を受けている方、または対象となる児童		資格喪失手続き等	速やかに/ 同一世帯の方、 または親族の方	・ひとり親医療証 ・窓口に来る方の本人 確認書類
□ ご両親のいずれかが亡くなられた場合		※ひとり親家庭等の支援制度についてご案内します。 ご家庭の状況により異なりますので、担当窓口まで ご相談ください。		

**Q 児童手当の受給者が亡くなった場合、児童手当はどうなるのですか？**

A 亡くなられた日をもって児童手当の受給資格は消滅します。

配偶者など、亡くなられた方に代わって児童を監督・保護する方が手当を受給するためには、改めて認定請求書の提出が必要です。

## (7) 住宅・都市計画・区画整理

### ○市営住宅

西庁舎2階 交通住宅課住宅政策・移住相談担当 ☎82-9642

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
□ 市営住宅の入居 名義人 (入居者)	世帯員の異動	10日以内/ 同居者、同居者 がないときは 親族の方	・事実を証明する書類 ※
	同居者が引き続き 住宅に居住する とき(入居の承継)	速やかに/ 入居を承継する 方(新名義人)	・事実を証明する書類 ※ <u>承継には別途条件がありま す。</u>
	入居を承継した場 合で、収入(家賃) が変更となる とき(収入の再認定)	速やかに/ 入居を承継する 方(新名義人)	・理由を証明する書類 ※
	入居を承継した場 合で、駐車場の許 可事項が変更とな るとき	速やかに/ 入居を承継する 方(新名義人)	・事実を証明する書類
	駐車場を返還する とき	返還の10日前 まで/ 入居を承継する 方(新名義人)、 同居者または親 族の方	
	住宅を退去する とき(住宅の明渡し)	退去の10日前 まで/ 同居者、同居者 がないときは 親族の方	<u>原状回復と住宅の検査が必要 です。</u>

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
□ 市営住宅の入居 名義人以外の方 (同居者)	世帯員の異動	2週間以内/ 入居名義人	・事実を証明する書類 ※
	収入(家賃)が変 更となる時(収 入の再認定)	速やかに/ 入居名義人	・理由を証明する書類 ※
	駐車場の許可事項 が変更となる時	速やかに/ 入居名義人	・事実を証明する書類
	駐車場を返還する 時	返還の10日前 まで/ 入居名義人	

※公簿等によりその事実・理由を確認することについて、書面で同意した場合は添付を省略できます。

## ○空家

西庁舎2階 交通住宅課住宅政策・移住相談担当 ☎82-9642

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
□ 空家を相続して 困っている方	空家バンクの登録	速やかに/ 空家(家屋)を 相続した方	※詳しくは担当までお問い合 わせください。

## ○住宅

西庁舎2階 建築指導課建築審査担当 ☎83-0883

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
□ 長期優良住宅 を相続した方	地位の承継の手続 き	速やかに/ 長期優良住宅を 相続した方	※詳しくは担当までお問い合 わせください。

○市街化調整区域・生産緑地

西庁舎2階 まちづくり計画課都市計画担当 ☎82-9643

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
□ 市街化調整区域に土地を所有する方	市街化調整区域の証明書（必要に応じて）	速やかに／同居、または親族の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 窓口に来る方の本人確認書類</li> <li>• 対象地の一覧表（固定資産税の評価証明書等）</li> </ul>
□ 生産緑地を所有する方	納税猶予の特例適用の農地等該当証明書（必要に応じて）	速やかに／同居、または親族の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 窓口に来る方の本人確認書類</li> <li>• 対象地の一覧表（固定資産税の評価証明書等）</li> </ul>

○土地区画整理事業地区

西庁舎2階 都市整備課市街地整備担当 ☎82-5241

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
■ 秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業地区内に土地所有権、借地権がある方（宅地にかかる権利者の方）	施行地区内の土地にかかる権利の相続	速やかに／相続人代表者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 相続人全員の氏名、住所、印鑑（実印）、印鑑登録証明書</li> <li>• 相続証明書類（遺言または遺産分割協議書等）</li> </ul>

× モ

## (8) 井戸・森林・農地・犬

### ○井戸

西庁舎1階 環境共生課秦野名水担当 ☎82-9618

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
<input type="checkbox"/> 井戸設置者	井戸設置者の変更	1か月以内/ 井戸に関する地位を承継された方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 土地の登記事項証明書など権利を取得したことがわかる書類</li> <li>• 申請者の印鑑（認印）</li> </ul>
<p>※ご自宅の井戸が、市の井戸台帳に登録がない場合や井戸を廃止・撤去される場合は、別に手続きが必要です。</p>			

### ○森林

西庁舎1階 森林ふれあい課森林ふれあい担当 ☎82-9631

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
<input type="checkbox"/> 地域森林計画の対象となっている森林をお持ちの方	土地所有者の変更	相続開始の日から90日以内/ 新たに所有者となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 森林の土地の位置を示す図面</li> <li>• 森林の土地の登記事項証明書など権利を取得したことがわかる書類</li> </ul>

### ○農業振興地域

西庁舎1階 農業振興課農業振興担当 ☎82-9626

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
<input type="checkbox"/> 秦野農業振興地域整備計画で定める農用地区域内の土地をお持ちの方	農用地証明の発行	速やかに/ 証明を必要とされる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 窓口に来る方の本人確認書類</li> <li>• 所有地の一覧表（固定資産税の評価証明書等）</li> </ul>

○農地

西庁舎 1 階 農業委員会事務局農地利用担当 ☎ 82-9654

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
□ 農地をお持ちの方	農地等の相続に伴う所有権の移転届出	所有権移転権利取得後速やかに ／ 相続人（委任状があれば相続人以外も可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続された土地の明細</li> <li>・相続された方の印鑑（認印）</li> </ul>

○犬

西庁舎 1 階 生活環境課生活環境担当 ☎ 86-6037

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
■ 登録済みの犬の所有者	所有者の変更	30日以内／ 新たに所有者となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬の鑑札番号など登録事項がわかるもの</li> </ul>

(9) し尿・ごみ・上下水道

○し尿

西庁舎 1 階 生活環境課生活環境担当 ☎ 86-6037

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
■ くみ取り式トイレを使用しているご家庭の方	利用人数の変更等	速やかに／ 親族の方または代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特にありません 電話でご連絡ください。</li> </ul>

〇ごみ

環境資源センター（名古屋 409） ☎ 82-4401

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の 遺品整理（持込み） をされる方	ごみ処理の申込 み	速やかに／ 親族の方または 成年後見人の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の本人確認書類</li> </ul>
<div style="border: 1px solid green; padding: 10px;"> <p>※亡くなられた方と同居されていない方が申請するときは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方との関係性が分かる書類</li> <li>・亡くなられた方名義の公共料金の領収書など、そのごみが発生した場所が確認できるものが必要です。</li> </ul> <p>※親族や成年後見人以外がごみを持ち込むことはできません。</p> <p>一般廃棄物収集運搬業者（有料・ホームページ「一時多量発生ごみを収集運搬可能な許可業者一覧」参照）へ依頼してください。</p> <div style="text-align: right;">  </div> </div>			
<div style="border: 1px solid green; padding: 10px;"> <p>着用できる衣類や雑誌などは、資源物としてお持ち込みください。</p> <p>「資源とごみの出し方・分け方ガイド」を参考に分別をお願いします。</p> </div>			

○上下水道 上下水道局お客様センター（上大槻 190） ☎ 83-2112

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
■ 上下水道を契約されている方	契約者の変更、または閉栓（精算）の手続き	5日以内／ 同一世帯または親族の方	・特にありません 電話でご連絡ください。
■ 上下水道料金を口座振替にしている方	口座振替変更手続き	速やかに／ 上下水道料金を支払う方	・新たに口座振替する銀行口座の届出印

※口座振替の登録・変更手続きが24時間 Web 上でできます。詳細等は秦野市ホームページをご覧ください。

## （10） 図書館・広報はだの

○図書館 市立図書館図書館担当（平沢 94-1） ☎ 81-7012

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
■ 図書館カードをお持ちの方	カードの返却	速やかに／ ご遺族の方または任意の代理人	・図書館カード ※借りていた本があればご返却ください。

○広報はだの 本庁舎2階 広報広聴課広報戦略担当 ☎ 82-5117

対象者	手続き内容	手続き期限 ／申請者	必要なもの
■ 「広報はだの」等の戸別配布に申し込みされている方	配布停止手続き	速やかに／ 同一世帯または親族の方	・特にありません。 電話でご連絡ください。

## 4 市役所以外での主な手続き

### ○官公庁のお手続き

主な手続き内容		手続き先	チェック
パスポートの返納		神奈川県パスポートセンター県央支所（厚木） ☎045-222-0022	
運転免許証の返納		秦野警察署 ☎0463-83-0110	
普通自動車	自動車税	平塚県税事務所 ☎0463-22-2711	
	名義変更等	神奈川運輸支局 湘南自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2038	
軽自動車の 名義変更・ 廃車等	三・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 神奈川事務所湘南支所 ☎050-3816-3119	
	125ccを超える 二輪バイク	神奈川運輸支局 湘南自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2038	
在留カードの返納		外国人在留総合インフォメーションセンター ☎0570-013904	
特定医療費（指定難病）医療受給者 証の返納		平塚保健福祉事務所秦野センター保健予防課 ☎0463-82-1428	
雇用保険受給資格者証の返還		受給していたハローワーク	
法定相続情報証明制度の申し出		横浜地方法務局西湘二宮支局 ☎0463-70-1102	
相続税、所得税、消費税等の手続き		平塚税務署 ☎0463-22-1400	
遺言書の検認・開封		横浜家庭裁判所小田原支部 ☎0465-22-6586	
相続放棄・限定承認の申述		横浜家庭裁判所小田原支部 ☎0465-22-6586	
不動産登記 （土地・家屋の名義変更）		横浜地方法務局西湘二宮支局 ☎0463-70-1102	
県営住宅への届出		（株）東急コミュニティー 本厚木サービスセンター ☎046-297-0112	

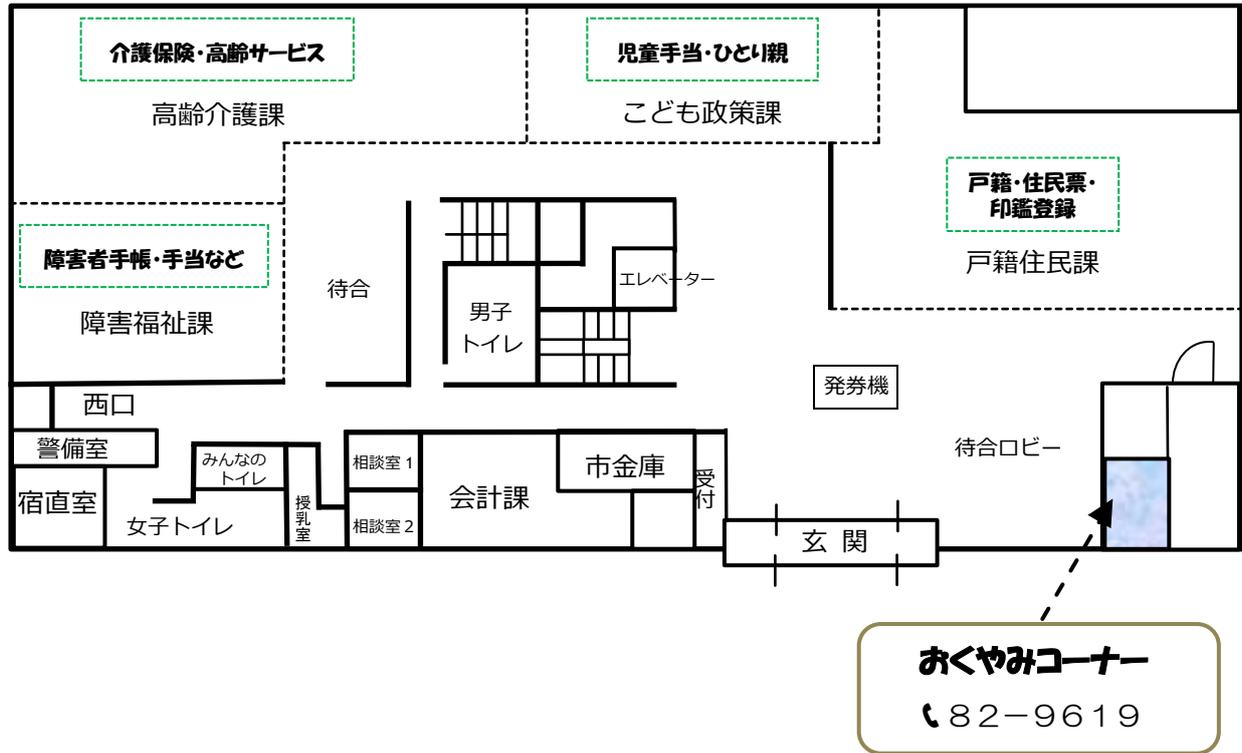
○その他の手続き

主な手続き内容	手続き先	チェック
勤務先への各種手続き	勤務されていた会社等	
住居・駐車場の賃貸借の名義変更など	各契約会社	
自治会退会等の手続き	各自治会	
生命保険等保険金の請求など	各生命保険会社	
簡易保険の保険金の請求など	郵便局	
火災保険、自動車保険の名義変更など	各損害保険会社	
預貯金口座の払い戻し、解凍手続きなど	各金融機関	
住宅ローンの手続き	各借入金融機関	
クレジットカードの解約	各契約会社	
株式の名義変更など	各証券会社	
電気使用料の名義変更など	各契約会社	
ガス使用料の名義変更など	各契約会社	
NHKの受信料名義変更など	NHKふれあいセンター ☎0570-077-077	
固定電話・携帯電話の名義変更・解約	各契約会社	
インターネットの名義変更、解約	各契約会社	
土地区画整理事業地区内（秦野中井インターチェンジ南、戸川）に土地所有権、借地権（宅地に係る権利）がある場合の手続き	各土地区画整理組合	

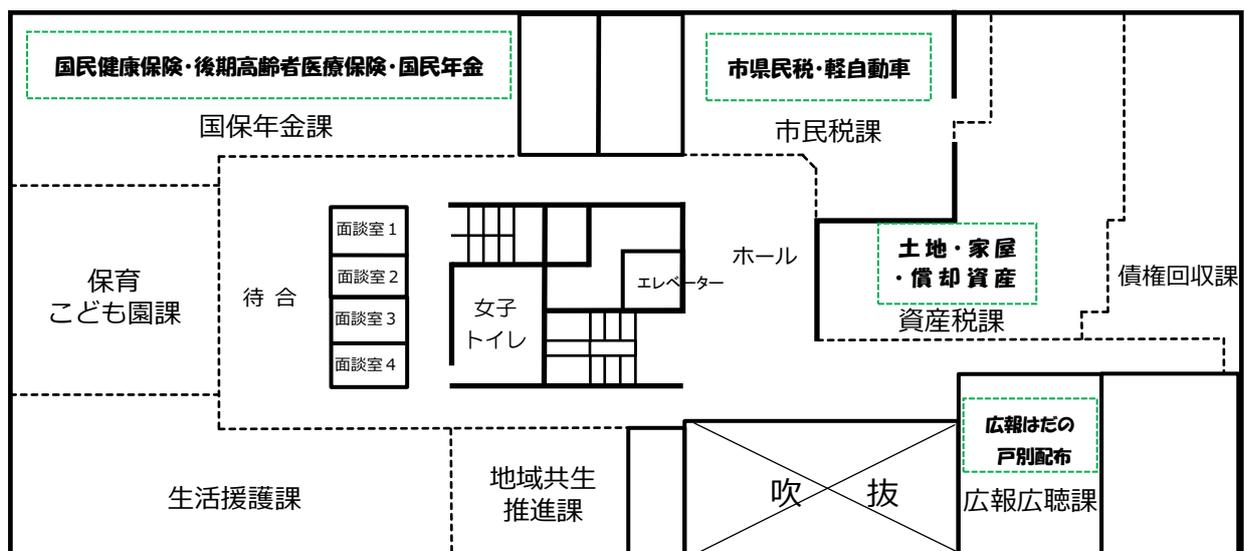
- 預金通帳の引き落とし履歴などから契約先を確認することもできます。
- 各手続きは一度で終わらないことがあります。予約制の窓口もございますので、事前にお問い合わせください。
- 各手続きは専門家（弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士等）へ依頼することも可能です。

## 5 秦野市役所窓口配置図（一部）

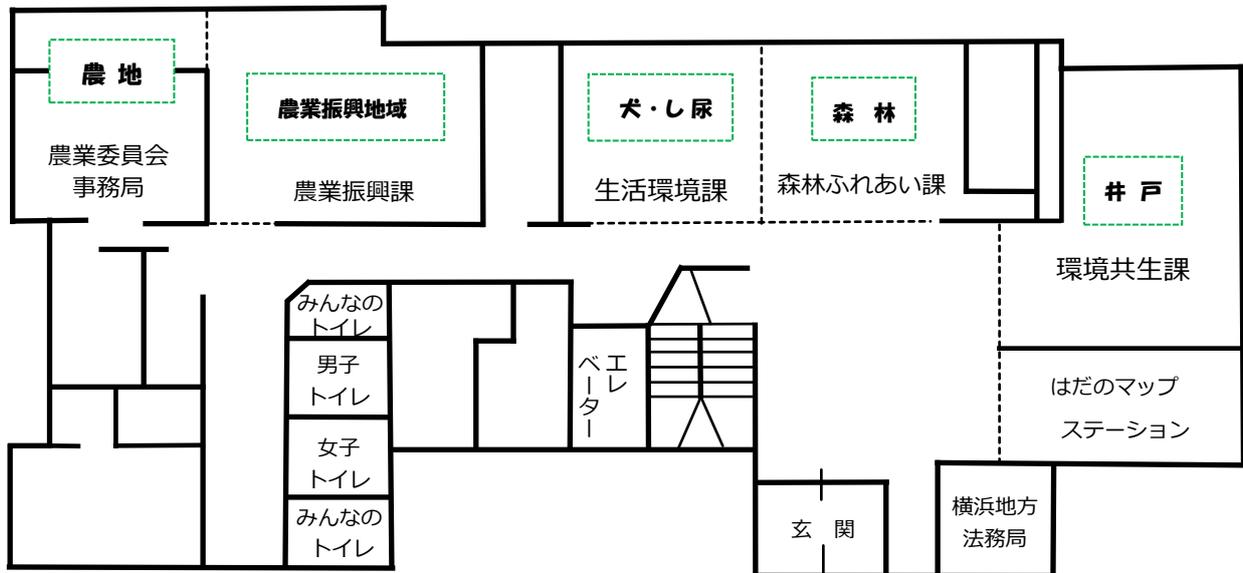
### 本庁舎1階



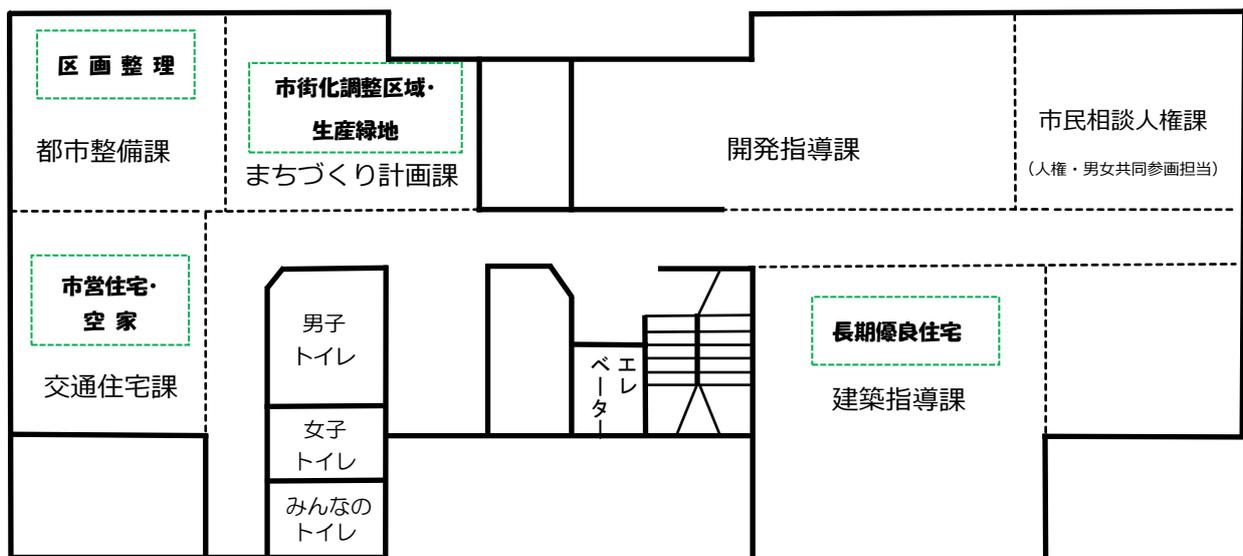
### 本庁舎2階



## 西庁舎1階



## 西庁舎2階



- ※ 必ず委任者が記入(自署)し、原本を提出してください。
- ※ 委任状原本の還付を御希望の場合は、「3 委任事項」の該当欄に✓を入れ、委任状の原本及び写しを提出してください。委任事項に✓がない場合は、委任状の原本は還付できません。
- ※ 窓口にお越しの際は、委任者の印鑑をお持ちください。
- ※ 作成日から3か月以内に窓口にお越しください。

死亡に関する手続き用

## 委 任 状

年 月 日作成

(宛先) 秦野市長

### 1 委任者(依頼する方)

住 所			
氏 名			
	(生年月日	年 月	日生)
連絡先(日中連絡が取れる電話番号)	—	—	

私は次の者を代理人と定め、.....の死亡に伴う下記の事項について委任します。

### 2 代理人(受任し、窓口に来る方)

住 所			
氏 名			

### 3 委任事項(委任する事項の口に✓を入れてください)

- 戸籍・除籍の謄抄本及び住民票の写し等の交付申請及び受領に関する事
- 市税等に関する証明書の交付申請及び受領に関する事
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金に関する手続きに関する事
- 委任状原本の還付の請求に関する事。
- その他の手続き等に関する事(具体的な手続きを記入してください。)

注意：手続きによっては、委任者が相続人等であることを確認する書類等が必要になる場合があります。





令和7年8月発行



くらし安心部戸籍住民課

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

☎0463-82-5127